

地方公営企業法の適用に関する実務研究会（第2回）

1 開催日時等

- 開催日時： 平成26年6月26日（木）10:00～12:00
- 場 所： 海運クラブ3階 304号室
- 出席者： 鈴木座長、金子委員、川崎委員、小室委員、
高橋委員、藤森委員
村中大臣官房審議官、米田公営企業課長、
廣澤公営企業経営室長、大沢準公営企業室長、
藤原公営企業課課長補佐 他

2 議題

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

3 配布資料

- (資料 1-1) 小室委員提出資料
- (資料 1-2) 高橋委員提出資料
- (資料 2-1) 固定資産情報整備の手順の例
- (資料 2-2-①) 固定資産台帳整備に係る論点と考え方（整備例）（案）
- (資料 2-2-②) 固定資産台帳整備に係る論点と考え方（案）
- (資料 3) 簡易水道事業における移行事務の実例
- (資料 4-1) 地方公営企業法の適用に関する実務研究会
「中間まとめ」の骨子（案）
- (資料 4-2) 地方公営企業法の適用に関する実務研究会
「中間まとめ」の基本的な考え方（案）
- (参考資料 1) 経済財政運営と改革の基本方針
（平成26年6月24日閣議決定）（抄）
- (参考資料 2) 下水道事業における企業会計導入の手引き -2013年版-
（公益社団法人 日本下水道協会）
- (参考資料 3) 下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル
（昭和63年3月）
簡易水道事業法適化マニュアル（平成15年3月）

4 次回研究会日程

第3回研究会については、平成26年7月29日（木）13：30からとする。

5 概要

- (1) 小室委員より資料1-1、高橋委員より資料1-2の説明
- (2) 事務局より資料2-1～4-2の説明
- (3) 出席者等からの主な意見

○台帳記載項目について（財源情報を除く）

- ・勘定科目については、コードだけではなく、科目名もあった方が分かりやすいのではないか。
- ・固定資産の台帳整備として、地方債の償還残高は一単位ごとに登録する有用性は低く、総額管理により貸借対照表から資産と負債のバランスを見ていくという方法をとる方が費用対効果として良いのではないか。
- ・登録単位ごとの地方債の償還残高は、固定資産登録情報とは動きを同じくしないので、項目を入れるのであれば、情報を整備するための業務手続きについても議論すべき。

○台帳登録単位について

- ・水道管について、移行後は工事単位で登録しているが、将来の敷設替え等を想定し、内訳として、国道、都道府県道、市町村道の分類も行っている。また、工事本数が多くないので、管種や口径についても分類しており、将来は、アセットマネジメントに利用できるようにしていきたいと思っている。
- ・移行時において、水道創設時や大規模な拡張時の大きな金額の工事について、その内容を細かく割り振りするのが大変だったので、一工事単位や地区単位でまとめて登録した。水道も下水道も将来にわたって事業を続けていかなければならず、法適用は必要なものではあるが、移行作業は大変なので、特例措置を設けるとよいのではないか。
- ・管きょも人孔も土工計算は一括りで設計しているので、これを分けて登録するためには設計書の内訳を登録単位ごとに分けなければならない。
- ・管きょ、人孔等は耐用年数も等しく、わざわざ分けずに、最低工事単位での登録として、余裕のある団体はより詳しく分けられるようにすればよいのではないか。一方で、施設は、耐用年数が異なるものが多

く、国庫補助をもらうための申請にも経過年数の情報が必要となるので、詳しく分けるべきではないか。

- ・ 管きよ系であれば、工事登録、工事単位で登録すればよいのではないかと、いう反面、施設・設備系であれば、上物でもあり、取替単位も考慮した場合、施設・設備ごとに登録したほうがよいし、比較的登録しやすいのではないか。

○財源情報について

- ・ 固定資産の整備に関わる財源情報をどれだけ載せていくのかについて、将来の財源情報の予見可能性という意味では重要かもしれないが、補助金や起債の制度は変遷しており、この情報を活用した今後の財源の予見には限界があるのではないか。
- ・ 地方債については、登録単位との兼ね合いにもよるが、一単位ごとの財源の割り振りは現実的に難しく、地方債全体としてどれくらい償還しないといけないかという情報を持っておれば十分と考えられる。個別の情報の有用性や、これらの情報整備の事務負担の大きさなど、費用対効果を踏まえて検討すべきではないか。
- ・ 一般会計繰入金については、収支差額がゼロになるように繰入をしているという実務がある中では、一単位ごとにきちんと把握することは困難ではないか。
- ・ 財源情報の考え方として、会計処理に影響する財源情報は必須である。また、将来の予見可能性についても、将来、財産の取替・更新のための財源を予測するのに資する情報であり、有用性がある一方で、移行時に過去整備してきたものの情報がどこまで把握できるのかが問題になるので、移行時の特例処理を認めることになるのではないか。
- ・ 将来どういった財源で固定資産を維持更新するかといったことは、今後の公営企業の経営を考える上で必要なものなので、移行時に100%完璧なものとは限らないが、今後とも詳細な情報を整備しなくてよいとは言わない方がよいのではないか。むしろ、公営企業の経営の実態に合わせて、一律にすべてを横並びに切り分けるのではなく、自主的に整備をしていく余地を与えてはどうか。
- ・ 地方債は別の台帳で管理をしており、固定資産台帳で一個一個の工事にいくら地方債を借りたかという情報は管理していない。
- ・ 地方債償還残高や長期前受金の把握に係る事務負担は大きいので、一単位ごとにはせず、全体での金額を管理すれば良いのではないか。

○その他

- 不明資産の取扱いに関して、各自治体の公営企業の比較可能性も考慮に入れてルールづくりをしていくことが必要。
- 地方公会計との関係について、一般会計等の場合は、いわゆる減価償却費の計算は行うが、それを料金で回収しようというものではないこと、また、公営企業が地方公営企業法に基づく法定の予算、決算であるのに対し、公会計が法律事項ではないことなどから、公会計と公営企業会計で求められる精度の違い、粗さの違いはあると思う。